

## 第60回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成27年1月30日（金） 15:00～15:31

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用会議室A

3. 出席委員：上野委員長、田辺委員長代理、石川委員、大隈委員、  
瀧澤委員、長岡委員、保坂委員、薬師寺委員、唯根委員、  
笠委員、薄井臨時委員、加藤臨時委員、桐野臨時委員、  
高井臨時委員

### 4. 議事概要

- (1) 事務局から「平成25年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」及び「平成27年4月1日以降に係る中期目標の変更等に関する平成26年度中に行う手続について」に関して説明を行った。
- (2) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構について
  - ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標（案）について説明がなされ、委員会として了承された
- (3) 事務局から、新独立行政法人通則法の施行による内閣府独立行政法人評価委員会の廃止について説明を行った。

### 5. 議事

○東政策評価広報課長 それでは、定刻となりましたので、上野委員長、よろしくお願いいたします。

○上野委員長 ただいまから、「第60回独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。

まず、議事に入ります前に日本医療研究開発機構分科会の発足に伴いまして、臨時委員の方が御就任いただいておりますので、お名前を申し上げさせていただきますので、それを御紹介にかえさせていただきますと思います。

薄井委員でございます。

○薄井臨時委員 薄井でございます。よろしくお願いいたします。

○上野委員長 加藤委員でございます。

○加藤臨時委員 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○上野委員長 桐野委員でございます。

○桐野臨時委員 桐野です。よろしくお願いいたします。

○上野委員長 高井委員でございます。

○高井臨時委員 高井と申します。よろしくお願いいたします。

○上野委員長 よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

まず「平成25年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」につきまして、事務局より御報告がありますので、お願いします。

○東政策評価広報課長 政策評価広報課長の東でございます。

資料1に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。

資料1は、総務省に置かれております「政策評価・独立行政法人評価委員会」が、独立行政法人通則法に基づきまして、政府全体としての評価、その信頼性を確保するということを目的に、各省の独立行政法人評価委員会が行った評価結果について、意見を述べるものでございます。

1月9日付で発出されておりました、内閣府所管法人につきましては、資料の2ページ以降でございますけれども「【各府庁所管法人共通】」ということで、いわゆる個別の法人についての指摘はございませんでした。

各項目に一般的なことが書いてございますので、詳細は省かせていただきます。

それから、同日付で総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」で、今年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人を対象にいたしまして、勧告の方向性というものをしておりますが、内閣府の所管法人については該当がありませんでしたので、報告のみとさせていただきます。配付資料もございません。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

特にならなければ、次に「平成27年4月1日以降に係る中期目標の変更等に関する平成26年度中に行う手続について」に関して事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○東政策評価広報課長 それでは、資料2をごらんください。

本日の議題となっております日本医療研究開発機構の中長期目標（案）は、新しい独立行政法人通則法の全面施行後である、平成27年度以降に関するものでございます。

このように、新通則法の施行後に係る中長期目標につきましては、法人への指示の時点が平成27年4月1日より前か以降かによって、とるべき手続が異なります。

この点につきまして説明いたします。

まず、医療研究開発機構でございますが、同法人が平成27年4月1日に設立されるということから、主務大臣が法人に対する目標の指示は同日付で行うということになっております。

この場合、資料2の①のケースによるということになります。

つまり、①の下のフロー図のところでございますが、新通則法に基づく中長期目標の策定手続を26年度中に行い、新法の研究開発審議会にかえて、現行法の各府省の独法評価委員会で意見聴取を経るという手続になっております。

また、今後、国民生活センター、宇宙航空研究開発機構の中長期目標、計画の変更案を持ち回って御審議いただく予定にしておりますが、これらは今年度中に目標を法人に指示するという予定でございますので、フロー図の②のケースに当たります。

現行法によって、従来どおりの手続となります。

その中期目標につきましては経過措置によりまして、行政執行法人を除き、新制度化においても、新法に基づく中長期目標とみなされることになっております。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、次の議題は、日本医療研究開発機構の中長期目標（案）についてとなります。

それでは、日本医療研究開発機構の中長期目標（案）について、まず事務局から説明を受け、その後、中長期目標（案）の御検討をいただいた担当分科会の田辺分科会長より、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○染谷参事官 内閣府独立行政法人日本医療研究開発機構担当室でございます。

室長の中垣でございます。私は、担当参事官の染谷です。よろしくお願い申し上げます。

日本医療研究開発機構の中長期目標（案）につきまして、資料3ないし5を用いて御説明をさせていただきます。

初めに、資料3によりまして、本独立行政法人評価委員会に設置をされました「日本医療研究開発機構分科会」につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

資料3の1にございますように、独立行政法人日本医療研究開発機構は、昨年5月に公布されました独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づきまして、本年4月1日に設立する法人でございます。

この法人におきましては、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、政府の健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画に基づきまして、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施・助成等の業務を行うことを目的としてございます。

本法人は、改正通則法における国立研究開発法人とされ、法人の名称も4月1日の設立の時点におきまして、「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となることから、以下、中長期目標（案）及びその御説明におきましては、国立研究開発法人日本医療研究開発機

構として御説明をさせていただきます。

「2. 日本医療研究開発機構分科会の設置について」でございますが、先ほど資料2において説明がございましたように、この法人は新法施行日に中長期目標の指示等を行う場合と同様の手続を行うこととなり、準備行為として、中長期目標を定める際の主務大臣による意見聴取につきましては、研究開発に関する審議会は「内閣府独立行政法人評価委員会」と「独立行政法人評価制度委員会」は「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」と読みかえて行うこととなります。

平成26年度中に策定する機構の中長期目標を審議いただきますために、平成26年7月16日に内閣府独立行政法人評価委員会令を改正し、本委員会に「日本医療研究開発機構分科会」を設置していただいたところでございます。別紙の名簿にございますように、本日も御出席をいただいております田辺分科会長を初め、5名の委員の先生方が指名されたものでございます。

続いて、機構の概要につきまして、資料4をごらんください。

本法人につきましては、理事長を初め役員のもと、11部と1室、監査室でございますが、任期なし、任期つき合わせておよそ300名の職員を配置して、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化等を総合的かつ効果的に行うために、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施等の業務を行うことを目的としてございまして、平成27年度の政府予算案におきましては、およそ1,248億円の文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が予算措置をし、補助金としてこの機構に交付がされました経費等を用いまして、医療に関する研究開発の実施、臨床研究等の基盤整備、産業化へ向けた支援、国際戦略の推進等を行うことといたしてございます。

続きまして、中長期目標（案）につきまして、資料5に基づき御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、目次をごらんください。

目次におきましては、大きな章立てといたしまして、IからVIまで定めてございます。

全体の構成でございますが、独法通則法におきまして、国立研究開発法人が定めるとされているIIからVIの事項に加えまして、総務省が定めた目標の作成指針におきまして、国の政策体系における法人の位置づけ、法人の役割、ミッション等について、中長期目標の冒頭に1つの章を設けて記載をするということとされていることから「I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割」の章を設けております。

あわせて、最終のページに別紙として、政策体系図を載せているというような構成となっております。

以下、各章について順次御説明をさせていただきます。

2ページ目の上段「I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割」でございますが、機構の設立の経緯及び役割等を要約して記載をいたしました。

すなわち、平成25年6月の日本再興政略におきまして、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされ、内閣の推進本部の設置、新たな独立行政法人の創設等の措置を講じることが明記されたこと。

平成26年5月、健康・医療戦略推進法及び独立行政法人日本医療研究開発機構法が成立をし、この機構の成立を始め、我が国の医療分野の研究開発体制が新たに構築をされたこと。

具体的には、司令塔機能の本部として内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚が本部員となる健康・医療戦略推進本部が設置され、政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に係る施策の大綱等である健康・医療戦略、及び当該戦略に則した医療分野研究開発推進計画を定め、これらの実施のために必要な研究開発予算を集約することにより、必要な予算の確保と戦略的、重点的な予算配分を行い、機構がこの推進計画に基づいて、基礎から実用化まで切れ目のない研究支援を一体的に行う。この際、研究開発の豊富な経験を有するプログラム・ディレクター、プログラム・オフィサー等の適切な配置を行い、実用化のための研究を基礎段階から一貫して一体的な管理を行うこと等をまとめております。

そして、3ページに具体的に求められている役割を詳細に記載しているものでございます。

次に、4ページの「Ⅱ．中長期目標の期間」でございますが、国立研究開発法人につきましては、新通則法におきましては5年から7年の範囲で定めることとなりましたが、機構におきましては、医療分野研究開発推進計画が、2014年度からの5年間を対象とすることとの整合等を考慮いたしまして、平成32年3月までの5年間といたしました。

「Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上」でございますが、機構の業務について記載をした中心部分でございます。

機構が医療分野研究開発推進計画の着実な実現を図るために求められる、(1)医療に関する研究開発のマネジメントの実現など機構に求められる機能を発揮するための体制の構築、(2)基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施という、この2つについて推進計画の記述に従って記載をいたしました。

(1)の体制の構築につきましては、4ページ目の中ほどの「① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現」として、PD、PO等による一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント機能について。

5ページ目、「② 研究不正防止の取組の推進」として、専門の部署の設置等による取組みについて。

「③ 臨床研究及び治験データマネジメントの実行」として、臨床研究の推進に係る指示の取組みについて。

「④ 実用化へ向けた支援」として、知的財産関係、または開発の出口戦略など、実用化の促進に向けた取組みについて。

「⑤ 研究開発の基盤整備に対する支援」として、バイオバンクの整備や成果のデータベース化等の取り組みについて。

「⑥ 国際戦略の推進」として、欧米やアジア諸国との連携、国際貢献、国際協力等について、産業化やグローバルヘルス等の視点も含めた取り組みについて、それぞれ記載をさせていただきます。

また、6ページからの「(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施」につきましては、初めに、機構は医療分野の研究開発推進計画に掲げている9つの研究領域、医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病、これらごとに成果目標を設定等をいたしまして、その達成に向けてPDのもとにマネジメントを行い、プロジェクトを推進していくということを掲げた上で、研究領域等ごとの目標をそれぞれ具体的な成果目標とともに記載をする形としております。

各領域についてでございますが、6ページの「① 医薬品創出」では、創薬支援ネットワークの構築を中心に、製薬企業への導出に向けた取り組みについて。

また、次の7ページでございますが「② 医療機器開発」では、医療ニーズを踏まえて、日本のものづくり技術も生かしながら行う実用化に向けた開発支援体制の構築等の取り組み。

「③ 革新的な医療技術創出拠点」では、基礎研究成果を実用化につなぐための質の高い臨床研究や、治験の実施体制の整備等の取り組みについて。

8ページ目「④ 再生医療」につきましては、iPS細胞等を用いた再生医療の実現に向けた種々の取り組みについて。

「⑤ オーダーメイド・ゲノム医療」では、バイオバンクやデータ解析、また、それらを活用した疾病解明と臨床応用に向けた取り組みについて。

9ページ目、「⑥ 疾病に対応した研究」といたしまして、まず、がんでは「がん研究10か年戦略」を踏まえたがん治療薬の実用化等に向けた種々の取り組みについて。

⑦「<精神・神経疾患>」では、認知症やうつ病の克服のための、革新的な診断、治療法等の確立に向けた取り組みについて。

10ページの⑧「<新興・再興感染症>」では、各種の新興・再興感染症について、感染症対策の強化につながる治療薬、診断薬、ワクチンの開発に向けた種々の取り組みについて。

さらに、11ページ目の「<難病>」では、希少疾病、難病につきまして効果的な治療薬開発等のための指示の取り組み等をまとめて記載をしております。

また⑩のその他の研究開発等といたしまして、今の9つの領域以外の疾患等について触れているところでございます。

次に、12ページから「IV. 業務運営の効率化に関する事項」でございます。

「(1) 業務改善の取組に関する事項」のうち「① 組織・人員体制の整備」につつま

しては、特にPD、P0等の高度な専門性が必要とされる方々の積極的な登用等について言及をしております。

さらに、評価と「② PDCAサイクルの徹底」「③ 適切な調達の実施」「④ 外部能力の活用」について、それぞれ法人の運営において、重要な取り組み事項を整理して記載をしております。

「⑤ 業務の効率化」の項目につきましては「（調整中）」と記載をさせていただいておりますが、機構の特性を踏まえた目標を適切に記載するべく、現在検討を行っているところでございますが、効率化に関する政府全体の方針との整合を図る必要もございませうことから、いましばらく時間を必要とする状況であり、「（調整中）」という記載をさせていただいているところでございます。

13ページ「（2）業務の電子化に関する事項」につきましては、適切に電子化を促進し、対応していくということを記載をしております。

さらに「V. 財務内容の改善に関する事項」につきましては、運営費交付金の適切な執行と保有資産の処分等について。

また「VI. その他業務運営に関する重要事項」につきましては「（1）内部統制に係る体制の整備」「（2）コンプライアンスの推進」「（3）情報公開の推進等」「（4）情報セキュリティ対策の推進」「（5）職員の意欲向上と能力開発等」の項目につきまして、法人として行うことは必要事項について、整理をして記載をしております。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。何とぞ、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上野委員長 ありがとうございます。

続きまして、田辺分科会長のほうからお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標（案）についての、同分科会における審議の結果の概要について御報告申し上げます。

まず、分科会におきましては事務局のほうから、中長期目標（案）についての説明を受けました。

返答といたしましては、先般の国会で成立いたしました、健康・医療戦略推進法において、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画が、機構が中核的な役割を担うように作成するものとされております。

そこから、昨年7月に決定された医療分野研究開発推進計画の内容を、機構の中長期目標（案）に盛り込んでいるということでございます。

なお、分科会の議論におきましては、4月より同機構に理事長として就任する予定である末松理事長予定者にも御参加いただき、意見交換を行ったところでございます。

分科会での議論では、法人の運営上の留意点、評価を含め、多岐にわたりましたけれども、ここでその全てを紹介する時間はございませんので、この中から幾つかピックアップ

いたしまして、分科会の委員の先生からいただいた御意見を御紹介申し上げたいと思います。

第一に、同機構における研究開発のマネジメントにおいて、プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサーが非常に重要な役割を果たすということから、この重要性に鑑みてすぐれた人材を確保できるように努めてほしいということ。

第2番目に、実用化に関しましては、研究成果の知的財産化及び知的財産のライセンスアウトへの取り組み、産学連携、企業の実用化に対するコミットを得られるような研究開発を行うということが重要であること。

第3に、医療機器開発に参入したいけれども、薬事法制等の知識がない企業へ積極的に情報提供を行ったり、教育をするという必要があること。

最後に第4といたしまして、ここに掲げられております数値目標が、これまでの研究開発における指示等を活用して達成していくものであることを説明すべきといった御趣旨の御意見を賜ったところでございます。

これらを踏まえまして、必要な修正を加えた上で、当分科会としてこの中長期目標（案）について了承したところでございます。

簡単ではございますけれども、以上をもって私のほうの説明とさせていただきます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局のほうからの御説明と、田辺分科会長からの御説明がございましたけれども、以上の2つの説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、御説明いただいた日本医療研究開発機構の中長期目標（案）につきまして、委員会として了承するというところでよろしいでしょうか。

また、先ほど事務局のほうから御説明がありましたけれども、効率化目標のところにつきまして、政府全体の方針との整合性を図るということで、いましばらく時間がかかるということで、先ほどごらんいただいたようにそのところが空欄になってございますけれども、この効率化目標を含めまして、今後の手続などにおいて、必要な対応が求められた場合には、委員会として田辺分科会長に御一任したいと考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○上野委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了でございます。

本日、足元が大変悪い中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

最後に、事務局のほうから今後のことにつきまして、御説明がございましたのでよろしく申し上げます。

○東政策評価広報課長 今後でございますが、先ほど若干申し上げましたが、国民生活センターと宇宙航空研究開発機構の中期目標、計画の変更（案）につきまして、2月または3月に持ち回りで御審議をいただきたいと考えております。



これらについては、改めて事務局のほうから御連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、4月以降の新しい独立行政法人制度におきましては、主務大臣が評価主体ということになりまして、総務省におかれる独立行政法人評価制度委員会がチェックを行うということになります。

このため、内閣府独立行政法人評価委員会を含め、各省に置かれている個別の独立行政法人評価委員会は、統一的に今年度限りで廃止とされることになっております。

内閣府におきましては、8月に第57回委員会で御説明申し上げたとおり、新制度下において評価の点検を行う懇談会を立ち上げる方向で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

最後に、審議官より一言。

○井内政策評価審議官 政策評価審議官の井内でございます。

年度内に持ち回りで御審議いただくことは予定しておりますけれども、実際に皆様方にお集まりいただくのはこれが最後だと思いますので、一言御挨拶を申し上げます。

これまで、上野委員長を初め、委員の皆様方には本当にお世話になりました。ありがとうございました。

4月から新しい制度に移行をいたしますけれども、これまで貴重な御意見や御指摘をいただきました。これを生かして、各法人の適切かつ効率的な運営に努めるよう、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

きょうは、どうもありがとうございました。

○上野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問はありますか。

最後ですので、私からもごく簡単に一言申し上げたいと思います。

ここに分厚いファイルがございまして、あけて見ることもめったにないのでございますけれども、この一番最初のページというのが独立行政法人通則法。そこに括弧書きで「(平成十一年七月十六日法律第百三号)」と書いてございまして、実際に動き始めたのは翌年、平成10年。西暦で言いますと2000年のことになろうかと思っております。

私は、2000年の当初からではなくて、途中からで正確に覚えていないのですが、2003年もしくは2004年ぐらいからここでお仕事をさせていただいたのかなと記憶してございます。委員長を最後に申しつかったのも、この場で恐らく一番古株だからだろうと思っております。くしくも最後の委員長ということになって、因縁めいたものを感じております。私は、北方領土対策協会の分科会の分科会長をずっとさせていただきまして、その間、本当にわずかながらのことかもしれないのですが、お役に立てればと、分科会を通じて御意見、御提案を申し上げて、それなりのことを北対協にもやっていただきました。

国民の側からいろいろ御意見を申し上げるという場がそんなにあるわけでもございませぬので、こういった場でそういうことを多少なりともやれてこれたのかなとっております。

す。

新しい通則法ができたということでお役御免ということになって、少し肩の荷がおりたような気もするのですが、新しい通則法を拝見いたしますと、大臣がちゃんと評価しない場合には、国民の側から文句を言うようなシステムがちゃんとあるようですので、それなりに何かまた諸先生方に御意見を頂戴するような、あるいは私のほうから何か申し上げるような機会もあるかもしれないと思いつつ、きょう、最後の委員会をやっておりました。

本日は、どうもありがとうございました。